

書誌第103号追

瀬戸内海水路誌

追補第2

令和6年（2024）3月29日発行



海上保安庁

瀬戸内海水路誌

追補第2

この追補は、令和5年3月刊行の瀬戸内海水路誌の記載事項を更新するもので、令和6年2月2日までに入手した資料を基に編集したものです。

追補は、更新情報を記載した「本文」と、それを検索するため、ページ番号等を記載した「索引」から構成されています。

「索引」については、更新箇所の表題や港名等を記載し、ページ番号順に並べています。

「本文」については、本追補の更新箇所は、灰色背景で赤色文字にて示しています。

【】で囲んだ内容は、削除や差し替えを行うことを意味しています。

図の挿入等によりページ内に収まらない場合は、水路誌本誌とのページ番号を整合させるため、追補においては、便宜的に枝番号を付しています。

令和6年3月29日

海上保安庁海洋情報部

注 意

海上保安庁は、各国が発布した諸法規、宣言、海図及び水路通報・航行警報並びに船舶等からの視認報告のうち、船舶交通の安全の確保と海洋環境の保全という観点から、航海の安全及び環境保全に影響を与える可能性のある情報については、水路通報及び航行警報により周知するほか、海上保安庁の海図その他の航海用刊行物にも掲載するようにしています。

これらの情報を利用するにあたっては、海上保安庁によるこれらの情報提供は、航海の安全等のための利用を目的としており、その内容は日本政府がこれらの諸法規、宣言等を承認したことを意味するものではない点に留意してください。

別記様式（第2条関係）

航 路 通 報

年 月 日

(1) _____ 海上交通センター所長 殿
(通報の名あて)

船長の氏名 _____

提出者の氏名及び連絡先 _____

海上交通安全法第22条の規定により、下記のとおり通報します。

(2) 船舶の名称及び総トン数	フリガナ								トン
(3) 船舶の長さ									メートル
(4) 最大喫水									メートル
(5) 危険物の種類及び数量									
(6) えい(押)航全長									メートル
(7) えい(押)航物件の概要									
(8) 仕向港	仕向港名								係留施設名
	(仕出港名)								(係留施設名)
(9) 航路名(区間)	航路	から	入る日時	月	日	時	分		
(10) 航路入航予定時刻		まで	出る日時	月	日	時	分		
(11) 航路出航予定時刻		から	入る日時	月	日	時	分		
		まで	出る日時	月	日	時	分		
	から	入る日時	月	日	時	分			
	まで	出る日時	月	日	時	分			
(12) 呼出符号又は呼出名称									
(13) 海上保安庁との連絡手段									
(14) 伝達者の氏名又は名称、住所、電話番号、電子メールアドレス等									代理店コード
(15) 水先人の手配									
(16) 特別消防設備船の待機配置									
(17) その他									

受付番号 ※		/	ID番号 ※		入力 ※		確認 ※	
-----------	--	---	-----------	--	---------	--	---------	--

4 航路以外の海域における航法

法適用海域のうち、航路の設定された海域以外の海域について、船舶の航行経路を指定し、船舶はできる限りこの指定された経路によって航行しなければならない。

詳細は、「第 2 編 航路記」に記載してある。

5 船舶の安全な航行を援助するための措置

海上交通安全法第 4 条の規定によって航路航行義務が課される長さ 50m 以上の船舶であって、航路又はその周辺の一定の海域を航行する特定船舶に対し、海上保安庁長官が、当該特定船舶において聴取することが必要と認められる一定の情報を提供し、当該特定船舶にあつては当該情報を聴取しなければならない（海上交通安全法第 30 条、同法施行規則第 23 条の 2、第 23 条の 3）。

また、海上保安庁長官は、特定船舶に対し、航法遵守又は危険防止のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができるとともに、勧告を受けた船舶に対して、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる（海上交通安全法第 31 条、同法施行規則第 23 条の 4）。

6 異常気象等時における措置

(1) 異常気象等時における航行制限等（海上交通安全法第 32 条）

① 海上保安庁長官は、異常気象等時、当該海域における船舶の危険を防止するため、船舶の航行の制限又は禁止、移動を制限又は退去することを命ずることができる。

② 海上保安庁長官は、異常気象等時、当該海域又は境界付近にある船舶に対し、危険の防止の円滑な実施のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(2) 海上交通センターによる情報提供、危険回避措置の勧告制度（海上交通安全法第 33 条、第 34 条、港則法第 43 条、第 44 条）

① 臨海部における施設等周辺の一定の海域において錨泊、航行等する個別の船舶に対し、走錨のおそれなど事故防止に資する情報を提供し、その情報の聴取を義務化。

② 船舶同士の異常な接近等を認めた場合に、当該船舶に対し危険の回避を勧告。

港則法 港内における船舶交通の安全及び港内の整頓を図ることを目的としている。

この法律では、入出港、航法、航行管制信号、停泊方法、危険物、水路の保全、灯火、異常気象等時における措置などについて定めている。

阪神港、水島港、高松港、尾道糸崎港、広島港及び関門港については、特定航法、錨泊の方法又は制限、航行に関する注意、航行管制信号、進路の表示などの特別の規則が定められている。

詳細は、「第 3 編 沿岸・港湾記」に記載してある。

港湾法 交通の発達及び国土の適正な利用と均衡ある発展に資するため、環境の保全に配慮しつつ、港湾の秩序ある整備と適正な運営を図るとともに、航路を開発し、及び保全することを目的としている。

この法律では、港湾及び開発保全航路の開発等に関する基本方針、港湾計画等について定めている。

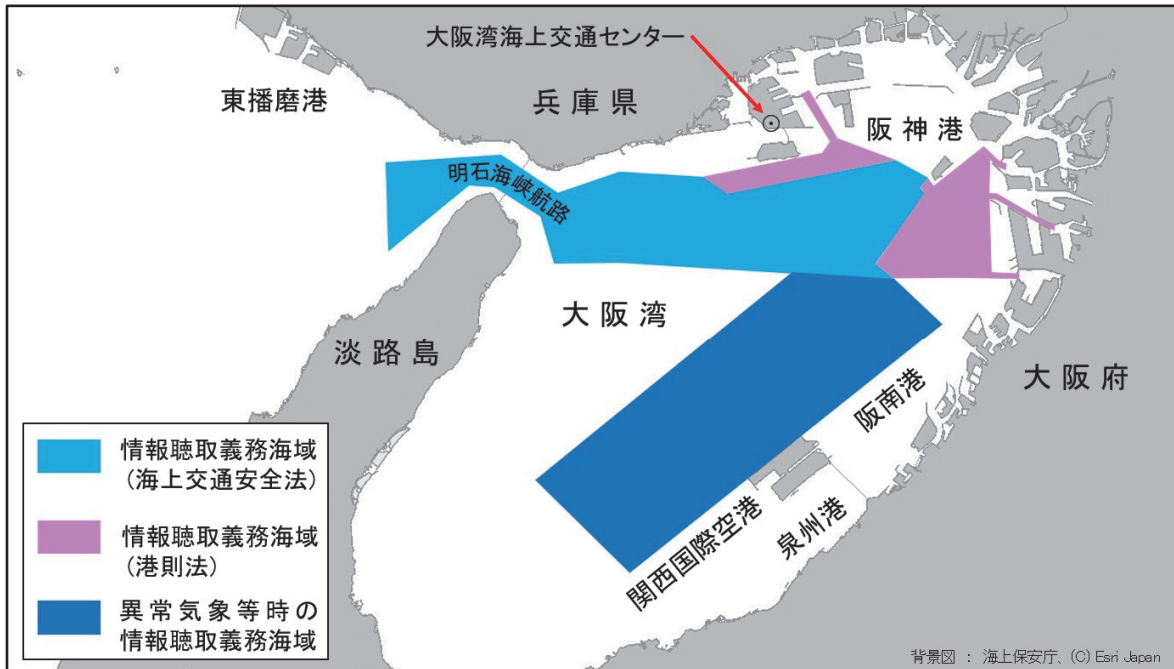
領海及び接続水域に関する法律 我が国の領海は、基線から外側 12M の線までの海域と定めている。

接続水域は、我が国の領域における通関、財政、出入国管理及び衛生に関する法令に違反する行為の防止及び処罰のために必要な措置を執る水域として、領海の外側 12M の線までの海域と定めている。

なお、当分の間、対馬海峡東水道、同西水道及び大隈海峡などの特定海域に係る領海については、基線からその外側 3M の線及びこれと接続して引かれる線までの海域と定めている。

基線は、低潮線、直線基線及び湾口若しくは湾内又は河口に引かれる直線としている。

第15図 大阪湾海上交通センターからの情報聴取義務海域図【図の差替え】



8 大阪湾海上交通センターによる情報の提供等（情報提供可能海域は、第17図参照）

大阪湾海上交通センターによる情報の提供等は、VHF 無線電話により、情報提供等の趣旨を明確にするため通信の始め又は通信文中の該当する部分に、次の通信符号（「情報」、「警告」、「勧告」、「指示」）を冠して行われる。

(1) 「情報」（「INFORMATION」）海上交通安全法第30条の規定に基づく情報の提供（下記(2)を除く。）

大阪湾海上交通センターがレーダ等により観測した事実、海域の状況等航行の参考となる情報を通知することを意味し、当該情報をどのように活用するかは、操船者の判断に委ねられる。

(2) 「警告」（「WARNING」）同法第30条の規定に基づく船舶の航行に危険が生ずるおそれがあると認められる場合における情報の提供

船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象について通知することを意味し、操船者は当該危険事象に直ちに注意を払うべきであり、どのように対処するかは操船者の判断に委ねられる。

(3) 「勧告」（「ADVICE」）同法第31条の規定に基づく勧告

海上交通安全法の規定に基づき、航路等における交通方法を遵守するため又は船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事実を回避するために進路の変更その他の必要な措置を講ずべきことを通知することを意味し、操船者は当該勧告を慎重に考慮し操船を行うべきであり、どのように対処するかの最終判断は操船者に委ねられる。

(4) 「指示」（「INSTRUCTION」）同法第10条の2及び第23条の規定に基づく指示

海上交通安全法の規定に基づき、船舶に対し行動を求めることを意味し、操船者は安全上の問題がない限り当該指示に従わなければならない。

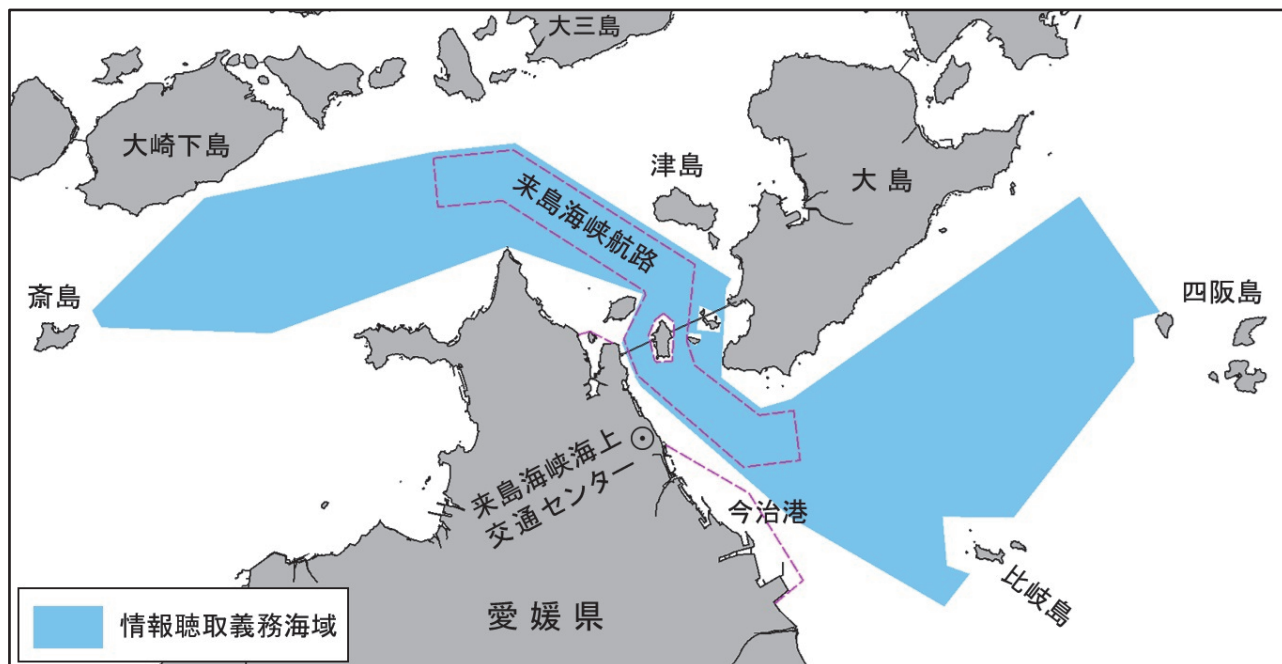
第17図 大阪湾海上交通センターによる情報提供可能海域及び位置通報ライン図

【図の差替え】



名称	略称	位置
大阪湾北側	ONライン	平磯灯標 (34-37.3N 135-03.9E) から 90° 阪神港大阪区の港界 (34-37.3N 135-20.5E) まで引いた線
明石海峡東側	AEライン	平磯灯標 (34-37.3N 135-03.9E) から 72° 9,880mの地点 (34-38.9N 135-10.1E) から 180度 ONラインまで引いた線
堺泉北北側	SNライン	ONライン東端 (34-37.3N 135-20.5E) から阪神港堺泉北区の港界西端 (34-33.8N 135-17.9E) まで引いた線
堺泉北南側	SSライン	SNライン南端 (34-33.8N 135-17.9E) から阪南港港界北端 (34-31.2N 135-21.6E) まで引いた線
関西国際空港北側	KNライン	SSライン南端 (34-31.2N 135-21.6E) から関空島北端 (34-27.3N 135-14.5E) まで引いた線
関西国際空港南側	KSライン	関空島西端 (34-25.7N 135-12.1E) から 141° 陸域 (34-22.6N 135-15.1E) まで引いた線
明石海峡南側	ASライン	津名港佐野東防波堤灯台 (34-27.6N 134-56.4E) から 90° 5900m (34-27.6N 135-00.3E) まで引いた線
大阪湾南側	OSライン	ASライン東端 (34-27.6N 135-00.3E) と深日港の港界東端 (34-19.9N 135-09.2E) を結んだ線
播磨灘側	AHライン	江井ヶ島港西防波堤灯台 (34-40.4N 134-54.6E) と播磨灘北航路第10号灯浮標 (34-38.4N 134-49.1E) を結んだ線
明石海峡西側	AWライン	淡路室津港西防波堤灯台 (34-31.5N 134-52.7E) と播磨灘北航路第10号灯浮標 (34-38.4N 134-49.1E) を結んだ線

第28図 来島海峡海上交通センターからの情報聴取義務海域図【図の差替え】



11 来島海峡海上交通センターによる情報の提供等（第29図参照）

来島海峡海上交通センターによる情報の提供等は、VHF 無線電話等により、内容に応じて冒頭に次の通信符号を冠して行われる。詳細は、平成22年海上保安庁告示第169号「来島海峡海上交通センターが運用する今治船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示」参照。

(1) 「情報」(「INFORMATION」)

来島海峡海上交通センターがレーダ等により観測した事実、海域の状況等航行の参考となる情報を通知することを意味し、当該情報をどのように活用するかは、操船者の判断に委ねられる。

(2) 「警告」(「WARNING」)

船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象について通知することを意味し、操船者は当該危険事象に直ちに注意を払うべきであり、どのように対処するかは操船者の判断に委ねられる。

(3) 「勧告」(「ADVICE」)

海上交通安全法の規定に基づき、航路等における交通方法を遵守するため又は船舶の安全な航行に支障を及ぼすおそれのある危険事象を回避するために進路の変更その他必要な措置を講ずべきことを通知することを意味し、操船者は当該勧告を慎重に考慮し操船を行うべきであり、どのように対処するかの最終判断は操船者に委ねられる。

(4) 「指示」(「INSTRUCTION」)

海上交通安全法の規定に基づき、船舶に対し行動を求めることを意味し、操船者は安全上の問題がない限り当該指示に従わなければならない。

(注) 来島海峡海上交通センターによる情報の提供等は、操船上の指示をするものではない。

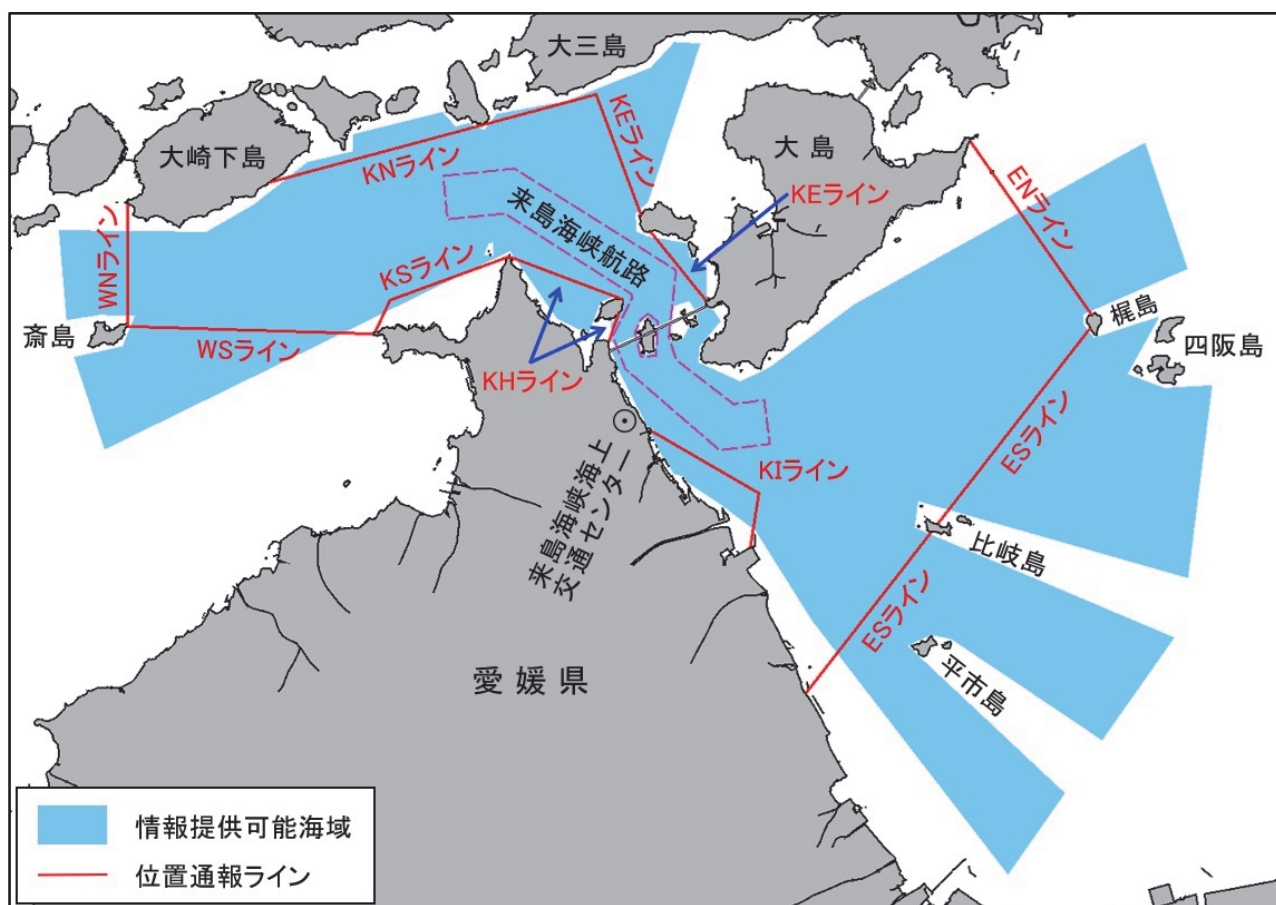
12 来島海峡海上交通センターでは、「来島海峡海上交通センター利用の手引き」をウェブサイトを提供している。

URL <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/kurushima/info/tab/riyou/riyou.pdf>

避険線 小島南西端の**ビワ首** (34° 07.3' N 132° 58.4' E) と南東方対岸の**指手鼻** (34° 07.0' N 132° 58.7' E) {四国} との一線 (145.5° (325.5°)) は、今治沖の**ムクリ** (34° 06.4' N 132° 59.1' E、水深4.7m、底質岩) の避険線になる。

第29図 来島海峡海上交通センターによる情報提供可能海域及び位置通報ライン図

【図の差替え】



位置通報ライン	略称	位置
来島海峡東口北	ENライン	梶島三角点 (34° 07.3' N 133° 09.5' E) から 325° 220mの地点から 325° に陸岸まで引いた線
来島海峡東口南	ESライン	梶島三角点から 218° 320mの地点から 218° に陸岸まで引いた線及び比岐島灯台 (34° 03.5' N 133° 05.9' E) から 218° 120mの地点から 218° に陸岸まで引いた線
今治沖	KIライン	大浜潮流信号所 (34° 05.4' N 132° 59.3' E) から 107° 610mの地点から 120° 4,280mの地点まで引いた線及び同地点から 189° に陸岸まで引いた線
波止浜沖	KHライン	小島東灯標 (34° 07.7' N 132° 59.0' E) から 199° 470mの地点から 199° に陸岸まで引いた線及び小島東灯標と大角鼻 (34° 08.5' N 132° 56.5' E) とを結んだ線
波方ターミナル沖	KSライン	大角鼻から 250° 4,330mの地点まで引いた線及び同地点から 205° に陸岸まで引いた線
来島海峡北口東	KEライン	アゴノ鼻灯台 (34° 11.0' N 132° 55.9' E) から 75° 3,970mの地点から 159° 30' に陸岸まで引いた線及び津島潮流信号所 (34° 09.1' N 132° 59.5' E) から 141° 300mの地点から 141° に陸岸まで引いた線
来島海峡北口西	KNライン	アゴノ鼻灯台から 255° に陸岸まで引いた線及び同灯台から 075° 3,970mの地点まで引いた線
来島海峡西口北	WNライン	斎島東端 (34° 07.3' N 132° 48.0' E) から 0° に陸岸まで引いた線

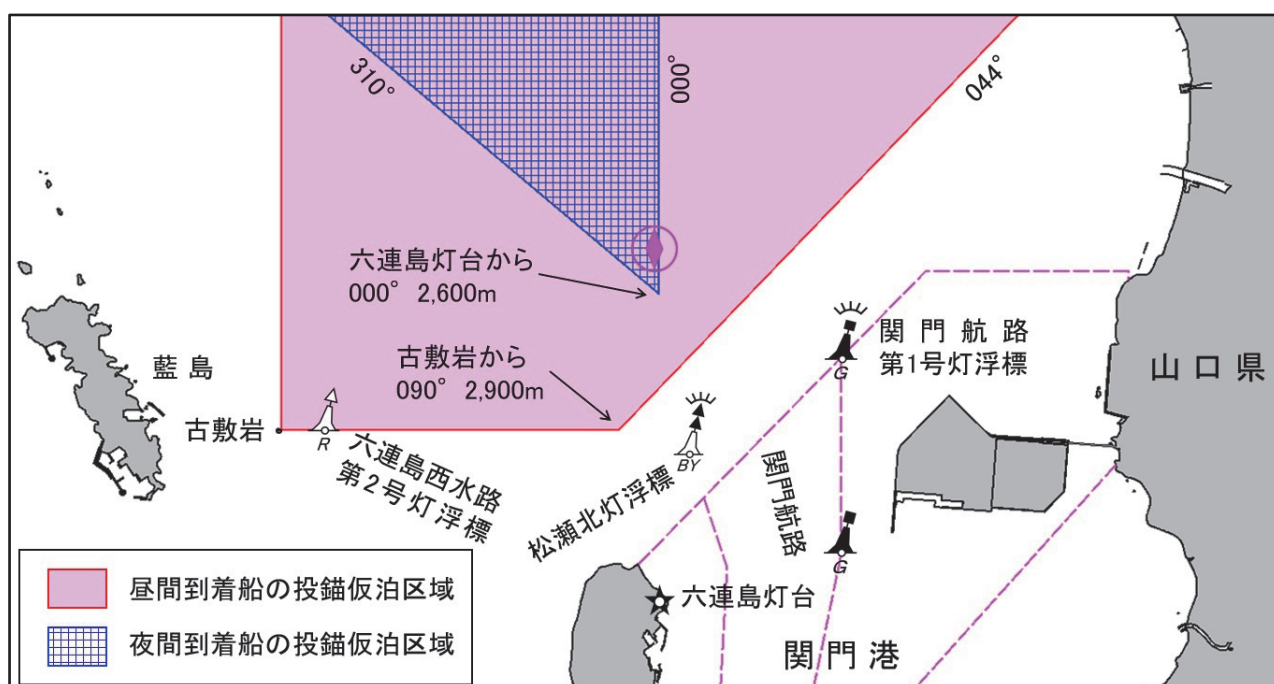
(1) 日出から日没までの間

古敷岩 (33° 59.5' N 130° 50.0' E) から 090° 2,900mの地点まで引いた線、同地点から 044° に引いた線以北の海域

(2) 日没から日出までの間

六連島灯台から 000° に引いた線以西で、かつ、同灯台から 000° 2,600mの地点から 310° に引いた線以北の海域

第39図 六連島周辺海域投錨仮泊区域図 【図の差し替え】



3 関門港台場鼻付近海域における海難防止について

(1) 関門第2航路から関門航路又は関門航路から関門第2航路に入航しようとする船舶は、早期に減速するなどの適切な処置を図り、関門航路をこれに沿って航行している船舶の進路を確実に避けること。

(2) 船舶は、台場鼻付近海域のうち特に関門航路第7号灯浮標 (33° 57.3' N 130° 52.2' E) から同第10号灯浮標 (33° 56.4' N 130° 51.6' E) にかけての海域において、他の船舶を追越さないこと。

(3) 台場鼻付近海域に向かう船舶は、事前に関門海峡海上交通センター (以下「センター」という。) から航路航行船舶の情報を入手し、特殊な船舶と出会わないようにすること。やむを得ず出会う場合は、センターから情報を入手し、特殊な船舶の動静を把握した上で、十分注意して航行すること。

(4) 特殊な船舶は、事前にセンターに自船の動静についての情報を提供するとともに引き続き緊密な連絡をとり他の船舶の動静に十分注意すること。

更に警戒船を配備するなど嚴重な注意を払い航行すること。

(注) 特殊な船舶とは、水深と喫水の関係などから、一時的に航路の右側を航行できない喫水が制限されている大型船舶や、操縦性能が劣るえい航全長200mを超えるえい航船舶等をいう。

和歌山区



(2021年3月撮影)

港種 特定港・開港・検疫港・出入国港・家畜検疫の港・植物防疫の港・国際拠点港湾

概要 紀伊水道北東部にあり、港域は北から和歌山市、海南市及び有田市の3市にまたがっている。

港域の北東部にある**和歌山区**は、港域内が第1区、第2区、北区及び南区の4港区に分かれ、一般に**紀の川**河口(34° 13.2′ N 135° 07.4′ E)南方の南、北両防波堤内(第1区)を和歌山本港、**紀の川**河口北方にある北区(金属会社専用港)を和歌山北港、また、和歌山本港の南防波堤から南方の**台場ノ鼻**(34° 11.6′ N 135° 08.4′ E)に至る間(南区)を和歌山南港と称している。和歌浦湾の南東部にある**海南区**には、石油精製及び鉄鋼関連工場が立地し、また、港区北部に大規模なレジャー施設がある。港域の南部には**下津区**及び**有田区**があり、**下津区は第1区と第2区に、**有田区は第1区～第3区に分かれ、**下津区とともに**石油精製工場群がある。これらの港区の沖側は外港となる。

外港の和歌浦湾北部に**和歌浦漁港**があり、港内は水深5m前後あるといい、200t以下の船舶が利用している。その西方約1Mには**雑賀崎《サイカザキ》漁港**がある。有田区第3区には**箕島漁港**がある。

気象 各港区とも冬季、季節風の強吹時にはうねりが侵入する。下津区は南寄りの風に対しては安全であるが、ENEOS和歌山製油所E-1 栈橋に係留するタンカーは、背後の山から吹き降ろす南東の突風に注意を要する。和歌山本港では南西～西北西からの風波の影響が大きく、港口から激浪が侵入して船舶の停泊が困難になることがある。

台風時の注意 台風の中心がこの港の西方を通過するときは、南～南西風が強く、また、通過後は西風が強くなる。

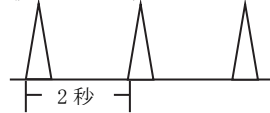
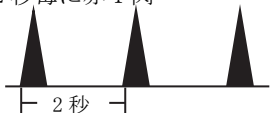
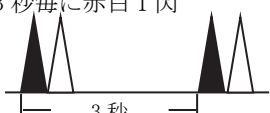
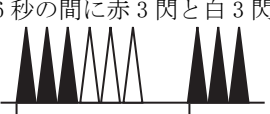
地元では有田、下津及び海南各港区内の大型船は和歌浦湾または大阪湾へ、和歌山区内の大型船は大阪湾へ、小型船はそれぞれの港区内及び和歌浦湾南部の塩津(34° 08.1′ N 135° 10.1′ E)沖へ避難することを勧めている。

水先 和歌山下津水先区水先人会に要請する。(第1編第6章 水先の項参照)

目標

地物名	概位	備考
沖ノ島	34° 06.8′ N 135° 04.7′ E	高さ92m、西部に灯台がある。
地ノ島【初島】	34° 06.8′ N 135° 06.0′ E	島頂(高さ115m)は南西端付近にある。
タンク群	34° 06.2′ N 135° 06.7′ E	銀色塗り、石油会社構内
煙突	34° 06.7′ N 135° 07.0′ E	高さ161m、赤白塗、火災を発しており顕著

号所（第4区堺浜寺北防波堤基部、34° 33.7' N 135° 24.6' E）において堺信号所から301度2,540メートルの地点から029度に引いた線以東の堺航路（以下この項及び事前通報の項においては「堺水路」という）及び、浜寺信号所から262度40分2,755メートルの地点から181度に引いた線以東の浜寺航路（以下この項及び事前通報の項においては「浜寺水路」という）における航行管制信号を行っている。

信号の方法		信号の意味		
形象物等（昼間）	閃光式（昼夜間）			
黒色上向き 円すい形 形象物1個	2秒毎に白1閃 	入航信号	入航船は入航可 500 t以上の船舶は、出航禁止 500 t未満の出航船は、出航可	
黒色方形 形象物1個	2秒毎に赤1閃 	出航信号	出航船は出航可 500 t以上の船舶は、入航禁止 500 t未満の入航船は、入航可	
黒色鼓形 形象物1個	3秒毎に赤白1閃 	自由信号		
			堺水路	浜寺水路
		入出航禁止	3,000 t 以上	10,000 t 以上
		入出航可	3,000 t 未満	10,000 t 未満
黒色鼓形 形象物1個 及び赤色方旗 1りゅう	6秒の間に赤3閃と白3閃 	禁止信号	港長の指示船以外は入出航禁止	

事前通報 堺水路においては総トン数3,000 t以上、浜寺水路においては総トン数10,000 t以上の船舶は当該水路への入出航の際は、入航又は運航開始の予定時刻を前日の正午までに港長（通報先は大阪湾海上交通センター）に通報しなければならない。（港則法施行規則第33条第3項及び第4項参照）

予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があった場合は、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。（港則法施行規則第33条第5項参照）

管制情報の確認及び事前通報は、大阪湾海上交通センターへ行う。（大阪湾海上交通センターの項参照）

通報先：1. 加入電話

~~堺水路~~ TEL 06-6599-0176；~~浜寺水路~~ TEL 078-302-7614；~~FAX（共通）06-6599-0178~~

2. 無線電話

呼出名称 おおさかマーチス

呼出・応答チャンネル番号 VHF ch16

呼出・通信 ch13

通信チャンネル番号 VHF ch14、ch66

3. 電子メール

通報先のメールアドレスは大阪湾海上交通センターに問い合わせること。

4. 電子申請による場合

NACCSセンターに申し込み、ID及びパスワードの取得を要する。

連絡先 URL <https://www.naccs.jp/>

通信 船舶と港長及び港湾管理者との間でVHF無線電話による港務通信ができる（第1編総記、第8章海難防止、港務通信の項参照）。

1 港長との港務連絡

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	連絡先	連絡の方法
こうべほあん	ch16	ch12	常時	堺海上保安署：浜寺航路、堺航路及び堺泉北区に関すること（管制通報に関するものを除く）。 大阪海上保安監部：浜寺航路、堺航路及び堺泉北区に関すること（管制通報に関するものに限る）。	「こうべほあん」を呼び出し、堺海上保安署への接続を依頼する。

2 港湾管理者との港務連絡

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	備考
さかいポートラジオ	ch16	ch11、ch12、ch18、ch19、ch20	常時	TEL 06-6615-7071 通信はch19とch20優先

錨地 検疫錨地は、浜寺航路入口の北西方にある。~~一般錨地は危険物積載船の錨地は、~~第6区及び第7区に指定されている。

港湾施設

第2区

名称	概位	長さ(m)	水深(約m)	係船能力(D/W×隻)	備考
大浜第1号岸壁	34° 35.3' N 135° 27.3' E	60	4~4.5	700×1	
大浜第2号岸壁		270	5~5.5	2,000×3	
大浜第3号岸壁		240	5.5~6.5	4,000×2	
大浜第4号岸壁		165	8~8.5	10,000×1	
大浜第5号岸壁		370	10~10.5	15,000×2	
大浜第6号岸壁		130	6.5~7	5,000×1	
塩浜第1号岸壁	34° 35.3' N 135° 27.8' E	360	5~6.5	4,000×3	
堺浜第1号岸壁	34° 35.4' N 135° 26.8' E	130	7.5~8	5,000×1	

第5区

助松第1号岸壁	34° 31.5' N 135° 23.7' E	280	9	10,000×1	耐震強化岸壁 フェリー岸壁
助松第2号岸壁		390	7~7.5	5,000×3	
助松第3号岸壁		390	7~7.5	5,000×3	
助松第4号岸壁		390	7.5	5,000×3	
助松第5号岸壁		390	7.5	5,000×3	
助松第6号岸壁		180	5.5~8.5	2,000×1	
助松第7号岸壁		390	8.5	5,000×3	
助松第8号岸壁		480	12	30,000×2	
助松第9号岸壁		300	12~14	30,000×1	耐震強化岸壁
小松第1号岸壁	34° 30.8' N 135° 24.1' E	360	5~5.5	2,000×4	
小松第2号岸壁		390	6~7	5,000×3	
小松第3号岸壁	34° 30.9' N 135° 24.0' E	230	5~6.5	2,000×2	
松の浜第1号岸壁	34° 30.8' N 135° 24.6' E	450	5~5.5	2,000×5	
松の浜第2号岸壁		450	5	2,000×5	
汐見第1号岸壁	34° 30.4' N 135° 23.3' E	480	1.5~5	700×8	
汐見第2号岸壁	34° 30.7' N 135° 23.2' E	555	9~10	15,000×3	

信号の方法		信号の意味
I の文字の点滅	入航信号	<ul style="list-style-type: none"> ・入航船は、入航可 ・500 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 ・500 t 未満の出航船は、出航可
O の文字の点滅	出航信号	<ul style="list-style-type: none"> ・出航船は、出航可 ・500 t 以上の入航船は、水路外で出航船の進路を避けて待機 ・500 t 未満の入航船は、入航可
F の文字の点滅	自由信号	<ul style="list-style-type: none"> ・5,000 t 以上の入航船は、水路外で出航船の進路を避けて待機 ・5,000 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 ・5,000 t 未満の入出航船は、入出航可
X と I の文字の交互点滅	入航予告信号	<ul style="list-style-type: none"> ・水路内航行船は、入出航可 ・水路外にある 500 t 以上の入出航船は、水路内を航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある 500 t 未満の入出航船は入出航可 ・信号が、間もなく I の文字の点滅に変わる。
X と O の文字の交互点滅	出航予告信号	<ul style="list-style-type: none"> ・水路内航行船は、入出航可 ・水路外にある 500 t 以上の入出航船は、水路内を航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある 500 t 未満の入出航船は入出航可 ・信号が、間もなく O の文字の点滅に変わる。
X と F の文字の交互点滅	自由予告信号	<ul style="list-style-type: none"> ・水路内航行船は、入出航可 ・水路外にある 500 t 以上の入出航船は、水路内を航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・水路外にある 500 t 未満の入出航船は入出航可 ・信号が、間もなく F の文字の点滅に変わる。
X の文字の点滅	禁止予告信号	<ul style="list-style-type: none"> ・水路内航行船は、入出航可 ・水路外にある入出航船は、水路内を航行中の入出航船の進路を避けて待機 ・信号が、間もなく X の文字の点灯に変わる。
X の文字の点灯	禁止信号	港長の指示を受けた船舶以外は、入出航禁止

2 大船橋以西の本津川運河水面

本津川運河信号所 (34° 38.1' N 135° 27.2' E) において、次表のとおり管制信号を行っている。

信号の方法		信号の意味	
形象物等 (昼間)	閃光式 (昼夜間)		
黒色上向き円すい形 形象物 1 個	2 秒毎に白 1 閃	入航信号	<ul style="list-style-type: none"> 入航船は入航可 300 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 300 t 未満の出航船は、出航可
黒色方形 形象物 1 個	2 秒毎に赤 1 閃	出航信号	<ul style="list-style-type: none"> 出航船は出航可 300 t 以上の入航船は、運河外で出航船の進路を避けて待機 300 t 未満の入航船は、入航可
黒色鼓形 形象物 1 個	3 秒毎に赤白 1 閃	自由信号	<ul style="list-style-type: none"> 300 t 以上の入航船は、運河外で出航船の進路を避けて待機 300 t 以上の出航船は、運航を停止して待機 300 t 未満の入出航船は、入出航可

黒色方形 形象物1個 及び赤色方旗 1りゅう	6秒の間に赤3閃と白3閃	禁止信号	港長の指示を受けた船舶以外は入出航禁止
---------------------------------	--------------	------	---------------------

各管制情報の確認及び事前通報は、大阪海上保安監部港内交通管制室へ行う。

通報先：1. 加入電話

南港水路・木津川運河水面 TEL 06-6599-0175

2. 無線電話

呼出名称 おおさかハーバーレーダー

呼出・応答チャンネル番号 VHF ch16

通信チャンネル番号 VHF ch14、ch66

高潮来襲時に各河川の防潮水門が閉鎖されていることを表す信号を、木津川及び尻無川の河口付近にある信号柱に掲げる。

事前通報 南港水路においては総トン数 5,000 t 以上の船舶、木津川運河においては総トン数 300 t 以上の船舶は、当該水路、運河への入航時刻及び出航の際は運航開始の予定時刻を前日の正午までに港長（通報先は大阪湾海上交通センター）に通報しなければならない。

予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があった場合に、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。（港則法施行規則第 33 条第 1 項、第 2 項及び第 5 項参照）

通信 船舶と港長及び港湾管理者との間で VHF 無線電話による港務通信ができる（第一編総記、第 8 章海難防止、港務通信の項参照）。

1 港長との港務連絡

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	連絡先	連絡の方法
こうべほあん	ch16	ch12	常時	大阪海上保安監部	「こうべほあん」を呼び出し、大阪海上保安監部への接続を依頼する。

2 港湾管理者との港務連絡

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	備考
おおさかポトラジオ	ch16	ch11、ch12、ch18、ch19、ch20	常時	TEL 06-6615-7073 通信は ch19 と ch20 優先

航泊禁止 新島建設工事の実施に伴い、第 6 区、新島地区 大阪沖埋立処分場の北側に航泊禁止区域が設定され、船舶の航行及び停泊が禁止されている。

ただし、新島建設工事に従事する船舶及び港長が許可した船舶は除かれる。

航行等の制限 新島建設工事の実施に伴い、大阪航路南西海域において、同航路出入航船舶と南港出入航船舶との合流部付近を整流し、船舶交通の安全を図るための航行制限区域が設けられ、船舶の航行が制限されている。

なお、制限事項は、次のとおりである。

- 航行制限区域に出入りしようとする船舶は、航行制限区域内をその方向に沿って航行する総トン数 500 t を超える船舶の進路を避けなければならない。
- 船舶は、航行制限区域内において、次の場合を除き、投錨し又は曳航している船舶を放してはならぬ

い。

- (1) 海難を避けようとするとき。
- (2) 人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき。
- (3) 港長の許可を受けたとき。

3 船舶は、航行制限区域内において、他の船舶と行き会うときは、できる限り右側を航行しなければならない。

錨地 浜寺航路入口の北西方の堺泉北区第7区に検疫錨地がある。総トン数500t以上の船舶各種船舶、危険物積載船の錨地は第5区の区域内に指定されている。

運航調整 大阪港湾局では、第6区、大阪航路入口付近海域における総トン数500tを超える船舶の行き会いを防止するため、運航調整を行っている。行き会い状態が発生するおそれがある場合、対象船は運航時刻等の調整を行う必要がある。

港湾施設

第1区

名 称		概 位	長さ (m)	水深 (約m)	係船能力 (D/W×隻)	備 考
常吉岸壁		34° 40.4' N 135° 25.0' E	360	4.5~5	1,000t×4	
北港岸壁		34° 39.9' N 135° 25.2' E	284	7~7.5 8.5	3,000t×1 5,000t×1	
北港白津1号岸壁		34° 39.6' N 135° 24.5' E	240	12	20,000t×1	
北港白津2号岸壁			240	12	20,000t×1	
北港白津3号岸壁			240	12	20,000t×1	
北港白津4号岸壁			130	9	3,000t×1	
北港白津5号岸壁			130	9~9.5	3,000t×1	
北港白津6号岸壁			130	9	3,000t×1	
夢洲岸壁	第10岸壁		34° 39.0' N 135° 24.1' E	350	15	60,000×1
	第11岸壁	350		15	60,000×1	コンテナクレーン
	第12岸壁	650		14~16	100,000×1	コンテナクレーン

第2区

梅町岸壁		34° 39.3' N 135° 25.4' E	395	10~10.5	10,000t×2	
梅町東岸壁		34° 39.4' N 135° 25.2' E	769	4.5~7		
梅町西岸壁		34° 39.4' N 135° 25.1' E	792	10~12	10,000t×1 20,000t×1 30,000t×1	
桜島岸壁		34° 39.5' N 135° 25.6' E	535	8.5~10	7,000t×1 10,000t×2	
中央突堤北岸壁		34° 39.1' N 135° 25.6' E	210	10~10.5	13,000t×1	
天保山岸壁		34° 39.4' N 135° 25.8' E	370	11	168,000t×1	
安治川第1号岸壁		34° 39.6' N 135° 26.5' E	320	9.5~10	10,000t×2	
大阪港サイロ岸壁		34° 39.9' N 135° 26.7' E	210	11	13,000t×1	ドルフィン
安治川第2号岸壁		34° 40.1' N 135° 26.9' E	360	8~9	10,000t×2	岸壁前面に異物存在

航行管制信号はVHFで「こうべほあん」もしくは「こうべポートラジオ」を經由して神戸海上保安部港内交通管制室に確認する事ができる。また、船舶電話で直接大阪湾海上交通センターに確認することができる。大阪湾海上交通センター (TEL 078-302-7615)

神戸船舶通航信号所（おおさかマーチス） 神戸西航路、神戸中央航路及び新港航路並びにその付近水域における、航行船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況、その他船舶の航行の安全上必要な事項の通報を行っている。また、神戸中央航路における管制の予告等についての情報提供も行っている（書誌第411号、「灯台表第1巻」船舶通航信号所の項参照）。

事前通報 総トン数 40,000t（油送船は 1,000 t）以上の船舶は神戸中央航路への入航予定時刻及び出航の際は運航開始の予定時刻を前日の正午までに港長（通報先は大阪湾海上交通センター）に通報しなければならない。

予定時刻を通報した船舶は、当該予定時刻に変更があった場合は、直ちに、その旨を港長に通報しなければならない。（港則法施行規則第33条第5項及び第6項参照）

通信 船舶と港長及び港湾管理者との間でVHF無線電話による港務通信ができる（第1編総記、第8章海難防止、港務通信の項参照）。

1 港長との港務連絡

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	連絡先	連絡の方法
こうべほあん	ch16	ch12	常時	神戸海上保安部：阪神港神戸西航路、神戸中央航路、新港航路及び神戸区に関する事。	「こうべほあん」を呼び出し、神戸海上保安部への接続を依頼する。

2 港湾管理者との港務連絡

識別信号	呼出応答	通信	運用時間	備考
こうべポートラジオ	ch16	ch11、ch12、 ch18、ch19、ch20	常時	TEL 078-303-1711 通信はch11とch18優先

航泊禁止 第7防波堤南方の第6区に航泊禁止区域がある。

錨地 底質泥で錨かきは良い。検疫錨地は第4区にあり、危険物積載船の錨地は第4区～第6区内に指定されている。

入港上の注意

- 1 定期旅客船及びカーフェリーの出入が極めて多く、第1区の中突堤及び新港突堤（第1～第4）から発着する定期旅客船及びカーフェリーは神戸西航路を、第2区の新港第4突堤から発着する不定期の大型旅客船は、神戸中央航路を、第3区の六甲アイランド北東方のフェリーふ頭から発着するカーフェリーは、六甲アイランド東側の水路を航行して出入している。
- 2 各防波堤灯台と水路を表示している灯浮標の灯火は、夜間、背後の市街地及び工場などの背景光に紛れて見えにくい。
- 3 神戸西航路から、中突堤に至る海域は各造船所の係船岸壁に係留中の大型船の陰から、小型船が急に現れることがある。
- 4 第5区泊地内には、コンテナ船や貨物船などが多く停泊している。
- 5 神戸空港東側及び西側には、航空法に基づく航空機進入表面区域が設定されている。（海図W101A参照）（詳細については神戸市港湾局空港調整課 TEL 078-595-6272 に問合せること。）

3 通報手段

(1) VHF 無線電話による場合

識別信号	呼出応答	通 信	運用時間
わかまつこうないほあん	ch16	ch12、ch14、ch66	常 時

(2) 電話又は電子メールによる場合

提出先	電話番号	電子メール
若松港内交通管制室	093-871-2482	jcg-7wakamatsu-jizentsuho@gxb.mlit.go.jp

(3) 書面による場合

通報様式に記入し、若松港内交通管制室に持参、又は郵送

住所 〒804-0053 福岡県北九州市戸畑区牧山 4丁目 11 若松港内交通管制室

(4) 電子申請による場合

NACCS センターに申し込み、ID 及びパスワードの取得を要する。

連絡先 URL <https://www.naccs.jp/aboutnaccs/refernce.html>

海上交通情報の提供 牧山船舶通航信号所（若松港内交通管制室）では、洞海湾（若松航路及び奥洞海航路）における航行船舶の安全のために、他の船舶の動向や気象状況等の情報を提供している。

内 容	方 法
<p>1 通報事項</p> <p>洞海湾における次の事項</p> <p>(1) 航行船舶に影響を及ぼすおそれのある海難等の内容及びそれに対する措置の状況</p> <p>(2) 船舶の交通の制限または禁止の状況</p> <p>(3) 航路標識の異常の状況</p> <p>(4) 航行船舶に影響を及ぼすおそれのある工事若しくは作業または航路障害物の状況</p> <p>(5) その他船舶の航行の安全上必要な事項</p>	<p>呼出名称：わかまつこうないほあん</p> <p>1 通報用（船舶自動識別装置）（英語） 004310704（火ノ山送受信所）</p>
<p>2 通信事項</p> <p>(1) 無線電話による場合</p> <p>ア 若松水路、奥洞海航路及び若松区（5区及び6区を除く）における管制の状況及び予告</p> <p>イ 洞海湾における 300 t 以上の船舶の動向</p> <p>ウ 牧山における風向及び風速</p> <p>エ 洞海湾における視程の状況</p> <p>オ 上記 1 通報事項の(3)から(5)に掲げる事項</p> <p>(2) 船舶自動識別装置による場合</p> <p>洞海湾にある船舶自動識別装置を備えた船舶の航行の安全上必要な事項</p>	<p>2 通信用</p> <p>(1) 無線電話による場合（日本語） ch12、ch14、ch66</p> <p>(2) 船舶自動識別装置による場合（英語） 004310704（火ノ山送受信所）</p> <p>3 呼出・応答用 ch16</p>

錨地 第1区～第4区においては、原則として全ての船舶は錨泊が禁止されている。第5、6区においては、300 t 以上の一般船舶及び全ての危険物積載船舶は港長の許可を受けなければ錨泊してはならない。

入港上の注意

- 第1区～第4区内は、狭いうえに水路が複雑に分岐しており、汽艇等、曳航作業従事船の往来も多